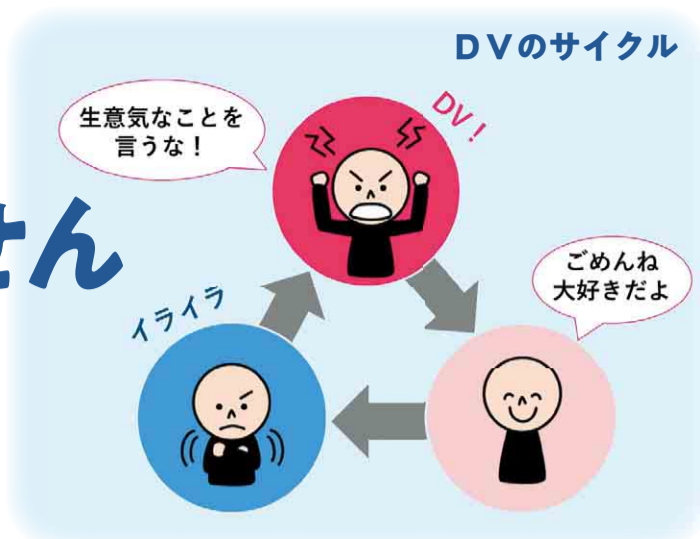


ちょっと待って! それってもしかすると DV かもしれません

配偶者や恋人などの親密な関係にある人から振るわれる暴力をDV (ドメスティック・バイオレンス) と言います。

暴力は、殴る・蹴るなどの身体的な暴力ではありません。自分ではDVを受けていると気づかないうちに精神的に追い込まれ、自立した生活ができなくなってしまう場合があるので、早めの相談が大切です。お問い合わせは男女共同参画センター ☎485-7088へ。



DVには精神的・経済的な暴力も 身近な人の気づきが大切です

暴力には身体的なものほかに、精神的、経済的、性的なものなどがあります。大声でどなる、人前でばかにする、何を言っても無視する、実家や友人と付き合うのを制限するなど、相手の心を傷つけることを精神的暴力と言います。生活費を渡さない、外で働くのを妨害するなどの経済的暴力や、性行為や中絶の強要をする、避妊に協力しないなどの性的暴力もあります。

最近では、高校生や若い人のスマートフォンによるDVが増えています。交際相手のメールチェックや、友人と会わせない、スケジュール

管理をして行動を制限するなど、身体的な暴力も含めたデートDVが問題になっています。

被害に遭っているのに「束縛するのは自分のことが好きだから」とか「自分が悪いから仕方ない」とあきらめていることがあります。家族や友人が気づき、本人に働きかけたことで相談につながる場合もあります。周囲の人がDVを受けているようであれば、専門の窓口にご相談するよう声をかけましょう。

「今は優しいから大丈夫」は 本当の解決とはいえません

DVにはサイクルがあり、優しくなる時期、ささいなこと機嫌が悪くなりいららしてい

る時期、爆発してコントロールできなくなる時期を繰り返します。今は優しいから大丈夫と思っても本当に解決したとはいえません。DVが繰り返されると、けがなどの身体的なダメージを受けるだけでなく、精神的に傷つき次第に誰も助けてくれないという無力感や絶望感に打ちのめされます。逃げる気力も持てず、逃げたらもっとひどい目に遭うかもしれないといった恐怖感を抱えてしまう場合もあります。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響で生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などから、DV相談件数が増加しています。例えどのような理由であっても暴力は人権侵害であり絶対に許されません。国・県では、24時間誰でも利用できる相談も行っています。

殴る・蹴るだけがDVではありません

DVでふるわれる暴力にはさまざまな形があり、多くの場合何種類かが重なり合っ

◆身体的暴力

殴る、蹴る、つねる、物を投げつける、刃物で脅すなどの身体に危害を及ぼす暴力

◆性的暴力

性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、見たくないのにアダルトビデオや成人雑誌を見せるなどの同意のな

い性的な暴力

◆経済的暴力

生活費を渡さない、外で働かせない、買うものをチェックする、貸したお金を返さないなどの経済的に圧迫する暴力

◆精神的暴力

大声でどなる、ののしる、ばかにする、何を言っても無視する、「誰のおかげで生活できているんだ」と言う、実家や友人と付き合うのを制限する、スマートフォンやSNSを細かくチェックするなどの心ない言動や態度で心を傷つける暴力



ディーブイそうだんプラス
DV相談+ (内閣府)
☎0120-279-889 24時間受付
QRコード
メールやチャット相談もあります
URL: <https://soudanplus.jp>

千葉県女性サポートセンター
配偶者であっても、暴力は決して許されません。一人で悩まないで相談してください。
☎043-206-8002 (女性専用)
24時間365日対応

女性、こころの悩み電話相談
つらい、苦しい、眠れない。あなたの悩みを、専門の女性相談員が匿名で聞きます。
毎週火曜日・金曜日 午前9時から午後4時
☎047-485-7333 (相談専用電話)

広告